

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「融資管理3級」の受験参考書として刊行されたものです。

過去の試験問題については『問題解説集 融資管理3級』に収録されておりますが、本書は、試験問題を解くために必要な知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に制作されております。

融資を業務の主な柱とする銀行等金融機関にとって、債権の管理・回収への取組みは、必須の事項です。ここでは必ずしも掘り下げた法律論の勉強が求められているわけではありませんが、金融機関の行職員は、広汎にわたる金融法務の知識をベースに、実体法と手続法に基づいた対応と判断が求められることになります。

銀行業務検定試験「融資管理3級」は、金融機関の行職員の、債権管理・回収についての知識の習得度を判定しようとするもので、特に融資業務に携わる方々にとって、本試験にチャレンジすることは、たんに知識の修得度の確認だけでなく日常業務のレベルアップを確実にするためにも有用であり、これを広く推奨する所以です。

本書を『問題解説集 融資管理3級』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「融資管理3級」に合格され、もって日常業務推進の一助とされることを祈念してやみません。

2019年10月

経済法令研究会

※本書は、従来の「受験対策シリーズ」から「公式テキスト」に名称変更したものです。

目 次

第1章 債権管理

1	融資契約と債権管理	2
1	銀行取引約定書	2
	(1) 銀行取引約定書とは・2 / (2) 効力・3 / (3) 構成およびポイントとなる条項・3	
2	当座勘定貸越約定書	6
3	支払承諾約定書（債務保証約定書）	8
4	消費者ローン契約書	9
5	信用保証協会保証契約約定書	10
2	融資債権の変更	12
1	手形貸付と手形書替	12
	(1) 手形貸付・12 / (2) 手形書替・13	
2	期限延長と短縮	14
	(1) 期限の延長・14 / (2) 期限の短縮・15	
3	債務引受	16
	(1) 債務引受・16 / (2) 重疊的債務引受・16 / (3) 免責的債務引受・17	
4	金利変更等，融資条件の変更	18
	(1) 金利の変更・18 / (2) その他の融資条件の変更・19	
3	個人融資先の変動	23
1	個人融資先の交替	23
	(1) 個人融資先交替の意義・23 / (2) 債務者の交替による更改・24 / (3) 免責的債務引受による債務者の交替・25	
2	融資先の死亡と債務の相続	25
	(1) 債務の相続・25 / (2) 保証・担保への影響・26	
3	融資先の死亡と法定相続	27
	(1) 法定相続分・27 / (2) 金銭債務の共同相続・27 / (3) 債務承継手続・28 / (4) 連帯債務者の死亡・29	

4	相続方法の確認	30
	(1) 単純承認・30 / (2) 限定承認・31 / (3) 相続の放棄・32	
5	相続人不存在と融資金	34
	(1) 相続人不存在の意義・34 / (2) 相続財産管理人の選任・34 / (3) 相続人の 搜索と管理・34 / (4) 債権請求の申出の催告・35 / (5) 相続債権者および受遺 者に対する弁済・35 / (6) 相続人不存在の留意点・36	
6	融資先の行方不明	36
	(1) 事実関係の確認と期限の利益の喪失・36 / (2) 融資先に対する意思表示・ 36 / (3) 債務者行方不明の場合の債権回収・37 / (4) 融資先行方不明の場合の 留意点・38	
7	制限行為能力者制度（法定後見制度・任意後見制度）	38
	(1) 制限行為能力者制度の概要・38 / (2) 成年被後見人・39 / (3) 被保佐人・ 41 / (4) 被補助人・43 / (5) 任意後見制度・44 / (6) 成年後見登記制度・ 46 / (7) 金融取引実務における対応・47 / (8) 未成年者・47	
4	法人融資先の変動	49
1	法人代表者（代表取締役）の変更・死亡	49
	(1) 代表取締役の変更・死亡・49 / (2) 代表者の変更と登記の効力・50 / (3) 代表取締役変更登記の確認・51 / (4) 代表取締役の欠員と選任・51	
2	融資先の事業の譲渡・事業の譲受	52
	(1) 事業の譲渡の意義・52 / (2) 事業譲渡による債務者の変更・53 / (3) 事業 譲渡と詐害行為・54	
3	融資先の商号・住所・事業目的の変更	54
	(1) 融資先の商号・住所の変更・54 / (2) 事業目的の変更・55	
4	融資先の合併	56
	(1) 合併の意義・56 / (2) 融資先が他社を吸収合併した場合・56 / (3) 融資先 が他社に吸収合併された場合・57 / (4) 合併日後合併登記日までの融資取引・ 60	
5	融資先の組織変更	61
	(1) 組織変更の意義・61 / (2) 組織変更の手続・61 / (3) 融資先の法人成り・ 63	
6	融資先の解散・清算	65
	(1) 解散の意義と種類・65 / (2) 解散事由・66 / (3) 休眠会社のみなし解散・ 66 / (4) 清算の開始原因・67 / (5) 清算人の選任と職務・67 / (6) 公告・債務 の弁済等・68	

5	時効の管理	70
1	時効の意義	70
2	時効管理の意義	71
3	消滅時効の要件	71
	(1) 起算点・71 / (2) 時効期間・72	
4	時効の援用, 時効の効果および時効利益の放棄	74
	(1) 時効の援用・74 / (2) 時効の効果・76 / (3) 時効利益の放棄および援用権の喪失・76	
5	時効の中断	78
	(1) 意義・78 / (2) 中断事由と問題点・78 / (3) 中断の効果・83 / (4) 中断の効力の及ぶ人的範囲・83 / (5) 時効の停止・84	
6	保証の管理	85
1	保証の意義	85
	(1) 保証の法的意義・85 / (2) 保証債務の法的特色・86 / (3) 保証の種類・87	
2	保証契約の締結	89
	(1) 保証契約締結における留意点・89 / (2) 保証契約における担保保存義務免除・95	
3	根保証	97
	(1) 意義および種類・97 / (2) 効力・98 / (3) 根保証契約の終了・99	
4	保証の管理	101
	(1) 主債務の変動と保証契約・101 / (2) 債務者の変動と保証契約・103 / (3) 保証人の変動と保証契約・105	
5	信用保証協会による保証	106
	(1) 意義・106 / (2) 保証契約の成立等・107 / (3) 免責事由・110 / (4) 管理および代位弁済・112	
6	経営者保証に関するガイドライン	114
	(1) ガイドライン制定の背景・114 / (2) ガイドラインの概要・115	
7	抵当権の管理	116
1	(普通) 抵当権の管理	116
	(1) 総説・116 / (2) 抵当権の設定契約・117 / (3) 抵当権の目的物・117	
2	抵当権の効力	119
	(1) 総説・119 / (2) 抵当権の効力が及ぶ範囲・119 / (3) 代償物 (物上代位) について・120	

3	抵当権の侵害とその対応	121
	(1) 設定者による抵当物の毀損行為・121 / (2) 第三者による抵当権の侵害・122	
4	抵当権の処分	122
	(1) 転抵当・122 / (2) 抵当権の譲渡・放棄・123 / (3) 順位の譲渡・放棄・123	
5	抵当権の順位の変更	124
6	抵当権の分筆・合筆	125
7	抵当不動産の使用変更	126
	(1) 抵当不動産に設定された賃借権・126 / (2) 抵当土地上の建物新築・126 / (3) 抵当建物の増築・改築・移転・取壊し・128	
8	被担保債権・抵当債務者の変動	129
	(1) 被担保債権の範囲・129 / (2) 被担保債権の譲渡・129 / (3) 抵当不動産の取得・130 / (4) 代価弁済・130 / (5) 抵当不動産に相続が生じた場合・130	
9	抵当権消滅請求	131
	(1) 抵当権消滅請求制度・131 / (2) 手続方法・131	
10	抵当権解除・担保差替と担保保存義務	132
	(1) 抵当権の解除・132 / (2) 担保差替・132 / (3) 担保保存義務との関係・132	
8	根抵当権の管理	134
1	根抵当権の意義	134
	(1) 総説・134 / (2) 普通抵当権との違い・135	
2	根抵当権の設定	135
	(1) 根抵当権の設定・135 / (2) 根抵当権設定契約・135 / (3) 根抵当権の第三者対抗要件・137	
3	根抵当権の効力	137
	(1) 優先弁済の制度・137 / (2) 確定前における付従性・随伴性の否定・137	
4	根抵当権の変更	138
	(1) 元本確定前の根抵当権の変更の考え方・138 / (2) 極度額の変更・138 / (3) 被担保債権の変更・139 / (4) 債権者の変更・第三者の弁済・139 / (5) 元本確定前の処分禁止・140 / (6) 転抵当・140	
5	根抵当権の譲渡	141
6	根抵当権の元本の確定	142

7	根抵当権設定者の保護	146
	(1) 極度額減額請求権・146 / (2) 根抵当権消滅請求権・147	
8	根抵当権の相続・合併	147
	(1) 根抵当権の相続・147 / (2) 法人の合併・148	
9	根抵当権と債務引受	149
10	根抵当権の共有	150
11	共同根抵当	150
	(1) 純粹共同根抵当・151 / (2) 累積根抵当・151 / (3) 共同根抵当の変更・確定・151	
9	倒産の予知と対応策	152
1	企業の業態悪化の兆候	152
	～非財務面分析のポイント～	
	(1) 経営環境の変化と融資先の業況把握・153 / (2) 預金取引面における兆候・153 / (3) 融資取引面における兆候・154 / (4) 企業活動面(人的側面)における兆候・155 / (5) 風評など・155	
	～財務面分析のポイント～	
	(1) 警戒すべき兆候・156 / (2) ヒアリングの実施・156 / (3) 徴求すべき書類・156 / (4) 財務諸表の分析・157 / (5) 必要運転資金の算出・160 / (6) 資金繰表の分析・160 / (7) 企業の実態調査・161 / (8) 収益力と返済原資の分析・162	
2	財務資料の分析	163
3	企業の信用悪化と対応策	167
	(1) 業態悪化の兆候への対応・167 / (2) 企業実態の分析結果と対応策・169	
10	倒産時の対応	170
1	融資先倒産時の初動対応	170
	(1) 店内周知の徹底・171 / (2) 本部および関係店への報告・連絡・171 / (3) 登記留保、仮登記の本登記・172 / (4) 期限の利益喪失通知・催告書の発送・172	
2	保全状況の把握	172
	(1) 保全バランスの作成・172 / (2) 債権証書等の点検・174 / (3) 担保の点検・174 / (4) 信用保証協会保証の点検・177 / (5) 回収計画の作成・177	
3	保全不足への対応	177
	(1) 担保外資産の調査・177 / (2) 仮差押え・178	

第2章 債権回収

1 弁済と充当	180
1 弁済の提供・弁済の時期と場所	180
(1) 弁済の提供・180 / (2) 弁済の時期・181	
2 本旨弁済	183
(1) 意義・183 / (2) 金銭債務の本旨弁済・183 / (3) 弁済の充当・184	
3 代物弁済	187
(1) 意義・187 / (2) 代物弁済の要件・187 / (3) 代物弁済の効果・188 / (4) 代物弁済の予約・188 / (5) 代物弁済を受ける場合の注意点・189	
2 第三者弁済と代位	190
1 第三者による弁済と代位	190
(1) 第三者弁済の意義・190 / (2) 法定代位と任意代位・190	
2 保証人による弁済	192
(1) 代位弁済の手続・192 / (2) (根) 抵当権の移転・193 / (3) 留意点・194 / (4) 一部弁済と代位・194	
3 保証人の求償権	196
(1) 弁済者の求償権の範囲・196 / (2) 委託を受けた保証人の求償権・196 / (3) 委託を受けない保証人の求償権・196 / (4) 保証人の求償権と原債権との関係・197	
3 相 殺	198
1 相殺の意義	198
(1) 相殺の意義・198 / (2) 差引計算・199	
2 相殺の機能	199
(1) 簡易決済機能・199 / (2) 公平維持機能・200 / (3) 担保的機能・200	
3 相殺の要件	200
(1) 総説・200 / (2) 債権の対立・201 / (3) 同種の目的・202 / (4) 弁済期・202 / (5) 債権の性質・203 / (6) 相殺の禁止・203	
4 相殺の方法	204
(1) 相殺通知・204 / (2) 相殺通知の相手方・204 / (3) 相殺通知の送達・205	
5 相殺の効果	205
(1) 遡及効・205 / (2) 約定における差引計算規定・206	

6	差押えと相殺	206
	(1) 問題の所在・206 / (2) 判例・206	
7	手形と相殺	207
8	預金担保と相殺	208
9	法的整理と相殺	209
	(1) 破産と相殺・209 / (2) 民事再生手続と相殺・213 / (3) 会社更生手続と相殺・213 / (4) 特別清算と相殺・214	
10	相殺権の濫用	216
	(1) 意義・216 / (2) 具体例・216	
11	払戻充当	217
	(1) 意義・217 / (2) 相殺との異同・217	
4	債権譲渡	219
1	債権譲渡を手段とした債権回収	219
	(1) 意義・219 / (2) 債権の譲渡性・220 / (3) 債権譲渡と対抗要件・220	
2	債権譲渡担保権の設定	222
	(1) 債権担保の意義・222 / (2) 担保権の設定方法・222 / (3) 将来債権の譲渡担保に関する問題・224	
3	債権譲渡担保権の実行	228
4	貸付金債権の流動化に関する問題	228
	(1) 債権流動化の目的・228 / (2) 債権流動化にかかる法的問題・228	
5	代理受領・振込指定	230
1	代理受領	230
	(1) 代理受領の意義・230 / (2) 代理受領の効力・231	
2	振込指定	234
	(1) 振込指定の意義・234 / (2) 第三債務者に対する効力・235 / (3) 第三者に対する効力・236 / (4) 債務者倒産時の振込指定の効力・236	
6	抵当権の実行	237
1	総説	237
	(1) 抵当権と根抵当権・237 / (2) 不動産競売手続・238 / (3) 不動産競売と執行機関・239	
2	抵当権実行の要件	239
	(1) 抵当権の存在・239 / (2) 被担保債権の存在・240 / (3) 弁済期の到来・240	

3	不動産競売の申立	241
	(1) 申立の方法・241 / (2) 添付書類・241	
4	不動産競売開始決定の効力	243
	(1) 差押宣言および登記・243 / (2) 競売開始決定の送達・243 / (3) 差押えの効力・243 / (4) 一括競売制度の拡充・244	
5	物件の調査と評価	244
	(1) 現況調査命令・244 / (2) 評価命令・245 / (3) 売却基準価額の決定と無剰余取消・245 / (4) 物件明細書の作成・245	
6	売却の実施	246
	(1) 売却の方法および公告・246 / (2) 内覧制度・246 / (3) 買受けの申出と売却許可・247	
7	代金納付	247
	(1) 代金納付と不納付・247 / (2) 代金納付の効果・248	
8	配当手続	248
	(1) 配当の意義・248 / (2) 配当期日の指定および呼出し・249 / (3) 配当表の作成と配当の実施・249 / (4) 共同抵当における配当・249 / (5) 配当異議手続・250	
9	抵当権と賃借権	251
	(1) 総説・251 / (2) 対抗できる賃借権・251 / (3) 明渡猶予期間制度・252	
10	抵当権と法定地上権	253
	(1) 意義・253 / (2) 内容・254 / (3) 成立要件・254 / (4) 共有と法定地上権・256	
11	担保不動産収益執行	257
	(1) 意義・257 / (2) 執行手続・257	
12	抵当権消滅請求	258
	(1) 意義・258 / (2) 消滅請求の手続・258	
7	抵当権に基づく物上代位	260
1	物上代位の意義	260
	(1) 物上代位の法的意義・260 / (2) 物上代位による賃料差押え・261	
2	物上代位の要件	261
	(1) 抵当権の存在・262 / (2) 被担保債権の弁済期の到来・262 / (3) 差押え・262	
3	物上代位に基づく債権差押えの申立方法	263
	(1) 総説・263 / (2) 申立書の記載事項・263 / (3) 添付書類・264	

4	物上代位に基づく債権差押えの効果	264
5	物上代位に関する法的問題	264
	(1) 転貸賃料と物上代位・264 / (2) 権利の競合・265 / (3) 物上代位と債権譲渡・267 / (4) 物上代位と相殺の優劣・268 / (5) 物上代位と敷金の充当・269	
8	競売妨害対策	270
1	競売妨害総論	270
	(1) 競売妨害事件の背景・270 / (2) 妨害排除のポイント・271	
2	競売妨害の態様と効果	273
	(1) 競売妨害の目的・273 / (2) 態様と効果・273	
3	民事上の法的措置(民事執行法に基づく保全処分)	276
	(1) 総説・276 / (2) 保全処分の概要・277 / (3) 保全処分の類型・277 / (4) 保全処分の要件・279 / (5) 保全処分の内容・281 / (6) 保全処分の執行・283	
4	刑事上の法的措置	285
	(1) 刑事告訴・告発・285 / (2) 競売妨害の犯罪類型・286	
5	地代の代払い	288
9	仮差押え・仮処分	289
1	仮差押え	289
	(1) 仮差押えの意義・289 / (2) 仮差押えの要件・290 / (3) 不動産に対する仮差押えの執行・291 / (4) 動産に対する仮差押えの執行・291 / (5) 債権に対する仮差押えの執行・293 / (6) 手続の概要・297	
2	仮処分	298
	(1) 仮処分の意義・298 / (2) 仮処分の要件・299 / (3) 手続の概要・299	
3	仮登記仮処分と保全仮登記	301
	(1) 仮登記仮処分(仮登記を命ずる処分)・301 / (2) 処分禁止の仮処分との異同・302	
10	強制執行	303
1	強制執行の意義	303
	(1) 債務名義・303 / (2) 強制執行の種類・304	
2	強制執行手続の概要	305
	(1) 差押え・305 / (2) 換価・306 / (3) 満足・306	
3	不動産に対する強制執行	306
	(1) 強制競売・307 / (2) 強制管理・312	

4	動産に対する強制執行	314
	(1) 動産執行の申立・314 / (2) 差押え・316 / (3) 換価・316 / (4) 貸金庫内 容物への執行・317	
5	債権に対する強制執行	318
	(1) 債権執行の申立・318 / (2) 金銭債権の差押え・319 / (3) 金銭債権の換 価・319 / (4) (仮)差押えの競合・322	
11	少額訴訟・支払督促	326
1	少額訴訟	326
	(1) 少額訴訟の意義・326 / (2) 手続の対象・326 / (3) 手続の選択・327 / (4) 一期日審理の原則・327 / (5) 審理手続の特則・328 / (6) 裁判および強制執行 の特則・328 / (7) 不服申立の制限・329	
2	支払督促	330
	(1) 支払督促の意義・330 / (2) 支払督促の要件・330 / (3) 手続の概要・330	
12	特殊整理	333
1	特殊整理の意義と類型	333
	(1) 特殊整理とは・333 / (2) 私的整理・334	
2	破産	335
	(1) 破産とは・335 / (2) 破産手続の流れ・335 / (3) 包括的禁止命令・337 / (4) 破産債権の届出・調査および確定・337 / (5) 破産財団の換価・338 / (6) 債権者集会・339 / (7) 個人の破産手続の特則・340 / (8) 各種債権の優先順位 の変更・342 / (9) 相殺の禁止と否認権・343 / (10) 破産手続における債権と留 意点・348	
3	特別清算	350
4	民事再生	352
	(1) 民事再生手続とは・352 / (2) 民事再生の効果・特徴・354 / (3) 民事再生 における債権と留意点・357	
5	会社更生	360
	(1) 会社更生手続とは・360 / (2) 会社更生手続の流れ・361 / (3) 会社更生の 効果・特徴・362 / (4) 会社更生における債権と留意点・362 / (5) 民事再生手 続に近づいた会社更生手続・365	

13	自己査定と債権償却	371
1	自己査定と債務者区分	371
	(1) 自己査定・371 / (2) 債務者区分・372 / (3) 担保と分類・376 / (4) 債権 の分類基準・378	
2	不良債権の開示	379
	(1) 3種類の開示不良債権表示・379 / (2) 自己査定に基づく広義の不良債 権・380 / (3) 金融機能再生緊急措置法における債権区分・380 / (4) 銀行法に 基づくリスク管理債権・381 / (5) 自己査定と金融機関・382	
3	債権償却	382
	(1) 債権償却とは・382 / (2) 債権償却の種類・382 / (3) 債権譲渡による不良 債権処理・386 / (4) 債権償却と金融機関経営・386	

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ 書籍・DVD・定期刊行誌 TOP の下部の 追補・正誤表）

1

融資契約と債権管理

〈学習上のポイント〉

融資取引に関する基本約定である、銀行取引約定書の「全銀協ひな型」は、平成12年に廃止され、各金融機関が独自の約定書を作成することとされている。しかし「旧ひな型」の重要事項は各金融機関において踏襲されているため、重要事項は引き続き融資管理上きわめて重要な役割を果たしている。

また、当座勘定貸越約定書、支払承諾約定書、消費者ローン契約書、信用保証協会保証契約約定書など、各種約定書に関しては多くの出題がある分野であり、それぞれの特性を学習する必要がある。

1 銀行取引約定書

関連過去問題

2019年 問1
2018年 問1
2018年 問9
2016年 問1

(1) 銀行取引約定書とは

銀行取引約定書は、銀行の与信取引に適用される基本約定書である。従前、全銀協（全国銀行協会）制定の銀行取引約定書ひな型（以下「旧ひな型」という）が各行において使われていたが、旧ひな型は平成12年4月18日付で廃止され、各行の自己責任において銀行取引約定書を取り扱うこととされている。しかしながら、銀行取引約定書の期限の利益喪失条項等、基本的な部分は踏襲され各行で使用されている。したがって、ここでは旧ひな型をベースに解説する。

銀行取引約定書は、第1に、与信取引の基本約定という性格がある。第2に、銀行取引約定書は融資取引に使用される

共通約定書である。たとえば証書貸付・当座貸越等の種類ごとに特有な事項は原則として含まれていないため、**個別の約定書が必要となる**。ただし、手形貸付と手形割引は通常個別の約定書を作成することはなく、銀行取引約定書が個別約定書の役割を果たしているともいえる。

(2) 効 力

銀行取引約定書（銀行取引約定書等のようにある種類の取引についてあらかじめ定型的に定められた契約条項を**普通取引約款**という）は、民法等の法律との関係では**当事者間の特約**としての効力がある。強行法規に反しない限り、また「**権利濫用**」または「**信義則違反**」等の事実がない限り、契約自由の原則に則り、銀行取引約定書が融資取引に優先して適用される。

個別約定書との関係は、銀行取引約定書は一般約定書として位置付けられているところから、他の個別約定書との間で矛盾する定めがあれば、個別約定書が優先し、銀行取引約定書のその部分の効力は失われる。

(3) 構成およびポイントとなる条項

銀行取引約定書（旧ひな型）の構成は以下のとおりとなっている。

- ① 総則的条項：1条、3条、11条、12条、13条、14条
- ② 債権保全条項：2条、5条、6条、7条（7条の2）、8条、9条（9条の2）
- ③ 危険負担・免責条項：10条
- ④ 担保・保証条項：4条、保証条項

以上のうち、融資管理上特に重要な条項は、②の債権保全

条項と④の担保条項である。それぞれの条項の趣旨・概要は以下のとおりである。

i) 手形と借入金債務（2条）

手形貸付等手形による貸付をした場合に、手形債権と原因債権の行使の順序について、その選択を銀行の任意とする趣旨である。

ii) 担保条項（4条）

1項では、債権保全上相当の事由が生じたときは、銀行等金融機関の請求によって、増担保や保証人を追加するものとしている。

また、4項では、延滞の発生等、債務者が債務を履行しなかった場合は、銀行等金融機関が占有している債務者の動産、手形（代金取立手形等）その他の有価証券は、銀行等金融機関において取立または処分することができ、取立金等を延滞貸出等に充当できるものとしている。銀行の場合は、この特約がなくても商事留置権により債権保全を図ることができるが、信用金庫等の商人ではないとされる金融機関の場合は、商事留置権の行使は認められないため、この特約はきわめて重要である。

なお、この条項に基づき取り立てた代金取立手形が不渡返還された場合は、さらに裏書人に対する遡求権を行使して取り立てた取得金を貸出金等に充当することが可能となる。

iii) 期限の利益喪失条項（5条）

銀行取引約定書（旧ひな型）条項のうちで6条の割引手形の買戻請求権条項と並び最も重要な条項といえる。期限の利益喪失条項は、融資先が債務を弁済するについて期限の利益を有している場合でも、その利益を喪失し、ただちに弁済しなければならない事由および条件を定める。本条の構成は、

その事由を1項と2項に分け、銀行が通知催告等をしなくても当然に期限の利益を喪失させるもの（**当然喪失事由**）が1項に、銀行が請求することによって期限の利益を喪失させるもの（**請求喪失事由**）が2項に記載されている。銀行取引約定書旧ひな型・各行所定の約定書等を参照し、それぞれの項目の内容を理解しておく必要がある。

iv) 割引手形の買戻し（6条）

手形割引に適用される**買戻請求権**発生条項である。手形割引の法的性質は**売買**と解されているため、手形割引は通常の融資（金銭消費貸借）とは異なる側面を有する。手形割引においては5条（期限の利益喪失条項）の適用がないため本条が設けられており、割引依頼人が買戻義務を負う条件としての、発生事由およびその範囲、発生時期が規定されている。5条と同様にどのようなケースで買戻請求権が発生するかを理解しておく必要がある。

v) 差引計算（7条）

銀行が**差引計算（相殺・払戻充当）**をする場合の規定である。1項において、預金等の期限到来前でも相殺ができることが明らかにされ、2項においては、相殺に代えて払戻充当の手段を用いてもよいことを特約している。さらに、3項では、差引計算の場合の利息・損害金等は差引計算を実行する日まで計算すること、これらの利率等は銀行の定めに委ねることを特約している。

vi) 手形の呈示・交付と「とめおき権」（8条）

銀行が権利行使等にあたり、**手形の呈示・交付を省略できる場合**を定めている。1項において、原因債権で差引計算する場合の手形の取扱いについて、融資先の履行後に返却すればよいこととして同時履行義務を排除している。2項・3項

〈執筆協力（50音順）〉

大平 正（法学博士）

香月 裕爾（弁護士）

高橋 恒夫（経済法令研究会専任講師）

永井 均（弁護士）

その他，実務家の方々

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には，当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト 融資管理 3 級 2020年 3 月受験用

2019年11月27日 第 1 刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4897

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・恒吉栄治 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei Kenkyukai 2019

ISBN978-4-7668-4371-2

経済法令研究会のホームページ

<https://www.khk.co.jp/>

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。